R7.1.8　第１回総合計画審議会 資料 2-3

第３次南魚沼市総合計画の策定方針（案）
（第３期南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

１．第３次総合計画策定について

本市では、平成 28（2016）年度から令和７(2025)年度までの 10 年間を計画期間として「第２次南魚沼市総合計画」(以下、「第２次総合計画」）を策定し、人口減少対策をまちづくりの最重要課題の一つと位置づけ、取り組んできました。中間にあたる令和３（2021）年度には、特に人口減少と地域創生に関する課題に対応するため、「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の役割を「戦略プロジェクト」として組み込んだ「第２次南魚沼市総合計画後期基本計画」を策定し、分野横断的にその取組を推進しているところです。

この間、少子高齢化と今後急速に進む人口減少は、既にその影響が担い手不足や地域活動の停滞、経済活動の縮小といった様々な分野で出現しており、労働力の減少や価値観の多様化が進んでいます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、地球規模での気候変動の進行による脱炭素の機運の高まり、不安定な海外情勢等による原油価格や物価の高騰など社会経済情勢や国際社会の価値観も大きく変化してきています。

こういった中、第２次総合計画が令和７(2025)年度に終期を迎えるにあたり、施策の成果の振り返りを行い、社会情勢の変化に伴う課題を整理したうえで、今後の更なる人口減少社会の到来を見越して、社会の変化と多様な価値観をしなやかに取り入れながら、将来にわたり持続可能で、より実効性のある市政運営を推進するため、令和８(2026)年度からの「第３次南魚沼市総合計画」(以下、「第３次総合計画」）を策定することとします。

２．第３次総合計画の位置づけ

行政運営を総合的かつ計画的に進めるため、本市の最上位計画として位置づけ、将来像「自然・人・産業の和で築く　安心のまち」の実現に向けて策定します。

また、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた「第３期南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第３期総合戦略」）で取り組む人口減少と地方創生に関する課題は、市にとって特に重要であり、優先的に取り組むべき事項であることから、一体的な計画として策定します。

【参考】
国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（抜粋）
国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を目指し、2023 年度から 2027 年度までの５か年の新たな総合戦略を策定。

（１）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上
①地方に仕事をつくる
②人の流れをつくる
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④魅力的な地域をつくる

（２）デジタル実装の基礎条件整備
①デジタル基盤の整備、②デジタル人材の育成・確保、
③誰一人取り残されないための取組

３．計画期間と計画の構成

（１）計画期間

令和８(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。

（２）計画の構成

基本構想
まちづくりの推進にあたって市民・企業・行政が共有する基本理念や将来像、目標を明らかにするとともに、その実現を図るための政策の大綱を定めます。
▶計画期間：令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間

基本計画
基本構想に定める政策の大綱ごとに施策とその基本方針を示し、それに従って展開する具体的施策と主要な事業を示します。

「戦略プロジェクト」
第３期総合戦略として取り組む事業を「戦略プロジェクト」とし、推進します。

中間年の見直しを経て前期・後期それぞれ５年間の計画とします。
▶前期 計画期間：令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度
▶後期 計画期間：令和 13（2031）年度から令和 17（2035）年度

実施計画
基本計画で掲げた施策に基づき、事業を実施するための計画として位置づけ、毎年度の予算編成の指針とします。
▶計画期間：３年間（向こう３年間を見据えたものとして毎年度見直し、状況の変化に迅速な対応を図るローリング方式）

４．策定にあたっての基本的な考え方

ふるさと納税を除くと新たな財源確保の見込みが乏しいなか、公共施設の老朽化や高齢化社会への対応などにより、本市の財政運営はこれまで以上に厳しさを増すことが想定されます。加えて、行政が果たすべき役割はますます複雑化・多様化すると考えられることから、策定にあたってはすべての分野が次の考え方のもと、市民に分かりやすい計画を策定することを基本的な考え方とします。

①人口減少社会に適応したまちづくりの推進
②加速化し続ける少子化への対策
③多様化する社会課題への対応
④持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの観点
⑤デジタル化社会への対応
⑥多様な主体との共創・共働
⑦持続可能な行財政運営

５．推進体制等

策定にあたり、庁内における検討組織である庁内推進体制と市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映するための庁外推進体制を整え、市民参画及び職員参画のもと、計画づくりを行います。

（１）市民をはじめとした多様な関係者の参画

市民を対象として実施した「まちづくりに関するアンケート」の調査結果等を活用するほか、幅広い意見が反映されるよう市民をはじめ様々な分野の関係者が参画する総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生推進会議により意見聴取の機会を設けます。また、パブリックコメントにより市民の意見を聴取します。

（２）市議会

策定状況について適宜報告を行い、意見を伺います。

（３）庁内体制

主要事業検討会議を「策定委員会」と位置づけて庁内調整を図るとともに、各担当部署の係長・主幹級の職員で構成する「策定部会」を設置し、全庁横断的な組織体制により庁内一丸となって取り組みます。

（４）事務局

企画政策課とします。

６．策定スケジュール

令和６年 11 月	【策定委員会】策定方針（案）、策定部会の設置 【策定部会】現状把握、課題抽出による原案作成
12 月	
令和７年 1 月	【総合計画審議会】総合計画の諮問、アンケート結果、策定方針、スケジュールの説明
2 月	【総合戦略】アンケート結果共有、策定方針、スケジュールの説明
3 月	【策定委員会】
4 月	
5 月	【総合計画審議会】基本構想（案）基本計画（素案）の審議 【総合戦略】基本構想（案）基本計画（素案）の審議 【策定部会】原案修正
6 月	【策定委員会】 【議会】基本構想（案）の議決 ※基本構想変更なし場合は説明とする
7 月	【総合計画審議会】基本計画（案）の審議 【総合戦略】基本計画（素）の審議
8 月	【策定部会】原案修正
9 月	パブリックコメント実施 【策定委員会】 【議会】基本計画（案）の説明
10 月	【策定部会】原案修正
11 月	【策定委員会】総合計画（案）の審議
12 月	【総合計画審議会】総合計画（案）の答申 【議会】総合計画（案）の説明
令和８年３月　公表	